

愛知県人事委員会が保有する個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求 に対する処分に係る審査基準

令和5年4月1日施行

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準については、知事が保有する個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する処分に係る審査基準（令和5年3月1日付け4県総第259号県民文化局長通知）の例による。